介護サービス事業者自主点検

(令和7年4月版)

<u>認知症対応型通所介護</u> 及び

(介護予防) 認知症対応型通所介護

事業所番号					
事業所の名称					
〒 事業所の所在地					
電話番号					
開設法人の名称					
開設法人の代表者名					
管理者名					
記入者名					
記入年月日	令和	年	月	日	

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1)毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4)「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (5) <u>判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」</u> 又は「該当なし」と記入してください。(判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選 択肢が記載されている場合もあります。)
- (6) この自主点検表は指定認知症対応型通所介護事業の運営基準等を基調に作成していますが、指定認知症対応型通所介護事業者が指定介護予防認知症対応型通所介護事業者を併せて受け、かつ指定認知症対応型通所介護事業者の事業と指定介護予防認知症対応型通所介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防認知症対応型通所介護事業についても指定認知症対応型型所介護事業の運営基準等に準じて(原則、指定通所対応型通所介護事業者を指定認知症対応型通所介護事業者に 読み替えて)一緒に自主点検してください。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

「条例」 春日部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基

準を定める条例 (平成24年12月14日条例第30号)

「予防条例」 春日部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び

に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準を定める条例(平成24年12月14日条例第29号)

「指定等に関する規則」 春日部市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービ

ス事業所の指定等に関する規則(平成18年3月31日規則第32号)

「法」 介護保険法(平成9年法律第123号)

「施行規則」 介護保険法施行規則(平成11 年厚生省令第36 号)

「平18 厚労令34」 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成18 年厚生労働省令第34 号)

「平18 厚労令36」 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地

域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準 (平成18 年厚生労働省令第36 号)

「平18-0331004 号」 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準

について (平成18 年3 月31 日老計発第0331004 号・老振発第0331004 号・老

老発第0331004 号)

「留意事項」 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域

密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う 実施上の留意事項について(平成18 年3 月31 日老計発第0331005 号・老振発

「平18 厚労告126」 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

|| (正成10年9月14日同生労働少生元第196年)

(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)

「平27 厚労告95」 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)

「研修通知」 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基

準について」に規定する研修について(平成18 年3 月31 日老計発第0331006

号·老振発第0331006 号·老老発第0331006 号)

介護サービス事業者自主点検表 目次

第1	基本方針 (共通)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2	人員に関する基準	•	•	•			•					•			2
第3	設備に関する基準(単独型・併設型)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
第4	運営に関する基準 (共通)	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		12
第 5	介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準(共通)	•	•	•	•		•			•		•	•		41
第 6	変更の届出等 (共通)	•	•	•			•					•			43
第 7	介護給付費関係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
第8	その他	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		74

自主点検シート(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護)						
自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令			
第1 基本方針	(共通)					
1一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に 立ったサービスの提供に努めていますか。	いる・いない	法第78条の3第1項 条例第3条第1項 予防条例第3条第1 項			
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域密着型サービス事業者(地域密着型介護予防サービス事業者)又は居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)その他の保健医療サービス及び福祉サービス提供する者との連携に努めていますか。	いる・いない	条例第3条第2項 予防条例第3条第2 項			
	③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	いる・いない	条例第3条第3項			
	④ 地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条 の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報 を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	いる・いない	条例第3条第4項			
	※ 介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCA サイクルを構築・推進することにより、提供するサービス の質の向上に努めなければなりません。 この場合において「科学的介護情報システム(LIFE: Long-termcare Information system For Evidence)」に情 報を提供し、情報及びフィードバック情報を活用すること が望ましいです。		平18-0331004号 第3-—-4(1)			
2 認知症対応 型通所介護 の基本方針	指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者(その認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものになっていますか。	いる・いない	条例第60条			
3 介護予防認 知症対応型 通所介護の 基本方針	介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症である利用者(その認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	いる・いない	予防条例第4条			
	※ 一般の通所介護と認知症対応型通所介護を同一の時間帯に同一の場所を用いて行うことについては、認知症対応型通所介護は対象者を認知症の者に限定し、認知症の特性に配慮したサービス形態であることから、一般の通所介護と一体的な形で実施することは認められません。		平18-0331004号 第3-三-1②			
	※ 認知症対応型通所介護を一般の通所介護と同じ事業所で同一の時間帯に行う場合には、例えばパーティション等で間を仕切るなどにより、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別することが必要です。					

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令			
第2 人員に関する基準						
	[単独型認知症対応型通所介護] 以下の社会福祉施設等に併設されていない事業において行われる認知症対応型通所介護をいいます。 ・ 特別養護老人ホーム ・ 養護老人ホーム ・ 病院、診療所 ・ 介護を保健施設 ・ 介護医療院 ・ その他社会福祉法第62条第1項に規定する社会福祉施設 ・ 特定施設		平18-0331004号 第3-三-2(1)①			
	〔併設型認知症対応型通所介護〕 前記の社会福祉施設等に併設されている事業所において 行われる認知症対応型通所介護をいいます。		平18-0331004号 第3-三-2(1)②			
	※ 「常勤換算方法」(用語の定義) 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数となります。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第1項に規定する措置(母性健康管理措置)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮措置若しくめのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける労働時間の短縮措置(育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮措置(育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮措置)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。		平18-0331004号 第2-2(1)			
	※「勤務延時間数」(用語の定義) 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限としてください。		平18-0331004号 第2-2(2)			

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※ 「常勤」(用語の定義) 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定 められている常勤の従業者が勤務すべき時間(週32時間を下 回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをい うものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及 び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられて いる者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業 所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務 すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能としま す。		平18-0331004号 第2-2(3)
	同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む)の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、1の事業者によって行われる訪問介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者		
	は、その勤務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法第65条に規定する休業(産前産後休業)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(育児休業)、同条第2号に規定する介護休業(介護休業)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(育児休業に準ずる休業)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能とします。		
	※ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」(用語の定義) 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス 以外の職務に従事しないことをいいます。この場合のサー ビス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤 務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別 を問いません。		平18-0331004号 第2-2(4)
	※ 単独型・併設型認知症対応型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される単独型・併設型認知症対応型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。 ア 単独型・併設型認知症対応型通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合 イ 午前と午後とで別の利用者に対して単独型・併設型認知症対応型通所介護を提供する場合		平18-0331004号 第3-三-2(1)③イ
	また、利用者ごとに策定した認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の認知症対応型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して認知症対応型通所介護を行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※ 8時間以上9時間未満の単独型・併設型認知症対応型通所 介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあって は、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置してく ださい。		平18-0331004号 第3-三-2(1)③□
	※ 生活相談員、介護職員の人員配置については、当該職種 の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(以下「勤務延時間数」という。)を提供時間数で除して得た数 が基準に定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確 保するよう定めたものです。必要な勤務延時間数が確保さ れれば、当該職種の従業員の員数は問いません。		
	※ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの単独型・併設型 認知症対応型通所介護についての利用者の数又は利用定員 をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、 あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。 従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用 者10人に対して単独型・併設型認知症対応型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して単独型・併設型認知症対応型通所介護を提供する場合であって、それぞれの認知症対応型通所介護の定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員の員数は午前午後それぞれにおいて利用者の数10人に応じた数ということとなり、人員算定上、午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。		平18-0331004号 第3-三-2(1)③^
	※ 同一事業所で複数の単位の単独型・併設型認知症対応型 通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事 業所ごとに確保すれば足りるものです。		平18-0331004号 第3-三-2(1)③=
4 従業者の員 数等 単独型・併設 別 (1) 生活相談員	単独型・併設型認知症対応型通所介護の提供日ごとに、 当該単独型・併設型認知症対応型通所介護を提供している 時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型認知症対応型 通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数 の合計数を当該単独型・併設型認知症対応型通所介護を提 供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保さ れるために必要と認められる数となっていますか。	いる・いない	条例第61条第1項 (1) 予防条例第5条第1 項(1)
	※ 生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。 ア 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ① 大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ③ 社会福祉士 ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 ⑤ ①から④と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの(精神保健福祉士、大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者) イ これと同等以上の能力を有すると認められる者(市では、介護支援専門員、介護福祉士を同等の能力を有する者として認めています。)		平18-0331004号 第3-三-2(1)③ホ

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
(1) 生活相談員	※ 「当該単独型・併設型認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数(提供時間帯の時間数)」とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く)をいいます。例えば、1単位の単独型・併設型認知症対応型通所介護を実施している事業所の提供時間帯の時間数を6時間とした場合、生活相談員がサービス提供時間内に勤務している時間数の合計数(勤務延時間数)を、提供時間帯の時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、生活相談員の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の単独型・併設型認知症対応型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時(正午から午後1時までを除く。)となり、提供時間帯の時間数は8時間となることから、生活相談員の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。		
	※ 認知症対応型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、認知症対応型通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、・サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間・利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間・地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間(例えば、地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの社会資源の発掘・活用のための時間(例えば、地域における買い物支援、移動支援、見守りなどのおける場合)など、利用者が、生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合)など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものです。		
	いて、その活動や取組を記録しておく必要があります。		
(2) 看護職員又 は介護職員	① 単独型・併設型認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上及び当該単独型・併設型認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該単独型・併設型認知症対応型通所介護の提供にあたる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。	いる・いない	条例第61条第1項 (2) 予防条例第5条第2 項(2)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
(2) 看護職員又は介護職員	② 看護職員は、次のいずれかの資格を有している者を確保していますか。・ 看護師・ 准看護師	いる・いない	平18-0331004号 第3-三-2(1)③^
	※ 看護職員・介護職員については、単独型·併設型認知症対 応型通所介護の単位ごとに2人以上配置する必要がありま す。		
	※ 「当該単独型・併設型認知症対応型通所介護を提供している時間数」とは、当該単独型・併設型認知症対応型通所介護の単位における平均提供時間数(利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数)とします。		
	※「専ら当該単独型・併設型認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員」については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員又は介護職員は提供時間帯を通じて単独型・併設型認知症対応型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとします。		
	② 単独型·併設型認知症対応型通所介護の単位ごとに、看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型·併設型認知症対応型通所介護に従事させていますか。	いる・いない	条例第61条第2項 予防条例第5条第2 項
	※ 当該単独型・併設型認知症対応型通所介護の単位ごとに看護職員又は介護職員を常時1人以上確保することとされていますが、これについては、看護職員又は介護職員が常に確保されるよう定めたものであり、例えば、当該単独型・併設型認知症対応型通所介護の単位ごとに確保すべき看護職員又は介護職員の勤務延時間数が提供時間帯の時間数に満たない場合であっても、常時1人以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意してください。		平18-0331004号 第3-三-2(1)③^
	※ 看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合はほかの当該単独型・併設型認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるとされていることから、例えば、複数の単位の当該単独型・併設型認知症対応型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに看護職員又は介護職員が常に1人以上確保されている限りにおいて、単位を超えて柔軟な配置が可能です。		
(3) 機能訓練指導員	① 機能訓練指導員を1以上配置していますか。	いる・いない	条例第61条第1項 (3) 予防条例第5条第1 項(3)
	※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減 退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該 事業所の他の職務に従事することができます。		条例第61条第5項 予防条例第5条第5 項

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
(3) 機能訓練指導員	② 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有していますか。 ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 キ はり師 ク きゅう師	いる・いない	平18-0331004号 第3-三-2(1)③ト
	 ※ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。 ※ ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。 		
(4) 常勤職員の 配置	生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常 勤となっていますか。	いる・いない	条例第61条第6項 予防条例第5条第6 項
(5) 指認型と運いで変数ででは、	※ 単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、単独型・併設型介護予防認知症型通所介護事業の人員に関する基準をみたしているものとみなすことができます。		予防条例第5条第7 項
4 従業者の員 数等 共用型	従業者の員数は、認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者、入居者又は入所者の数と、共用型認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数について、認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の人員基準に規定される従業者の員数を満たすために必要な数以上としていますか。	いる・いない 該当なし	条例第64条第1項 予防条例第8条第1 項
	※ 「共用型認知症対応型通所介護」とは、認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂又は共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者と共に行う認知症対応型通所介護をいいます。		平18-0331004号 第3-三-2(2)①

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※ 利用者数の計算に当たっては、 ・2時間以上3時間未満 ・3時間以上4時間未満 ・4時間以上5時間未満 の報酬を算定している利用者 ⇒利用者数に2分の1を乗じて得た数 ・5時間以上6時間未満 ・6時間以上7時間未満 の報酬を算定している利用者 ⇒利用者数に4分の3を乗じて得た数 ・7時間以上8時間未満 ・8時間以上9時間未満 ・8時間以上9時間未満 ・2時間以上9時間未満 ・4時間以上9時間未満 ・4時間以上9時間表満 ・5時間以上9時間表満 ・5時間以上9時間表満 ・6時間以上9時間表満 ・7時間以上9時間表満 ・6時間以上9時間表満 ・6時間以上9時間表満 ・7時間以上9時間表満 ・6時間以上9時間表満 ・7時間以上9時間表満 ・7時間以上9時間表満 ・6時間以上9時間表満 ・7時間以上9時間表満 ・7時間以上9時間表満 ・6時間以上9時間表満 ・7時間以上9時間表満 ・6時間以上9時間表満 ・6時間以上9時間表満 ・7時間以上9時間表満 ・6時間以上9時間表満		平18-0331004号第3-三-2(2)②
5 管理者 単独型·併設 型	① 事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を 置いていますか。	いる・いない	条例第62条 予防条例第6条第1 項
	※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合 イ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該単独型・併設型認知症対応型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じない他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合		平18-0331004号 第3-三-2(1)④/
	※ 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合(施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所に駆けつけることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。		平18-0331004号 第3-三-2(1)④/
	② 管理者は、適切な単独型・併設型認知症対応型通所介護 を提供するために必要な知識及び経験を有する者であっ て、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了して いますか。	いる・いない	平18-0331004号 第3-三-2(1)④¤
	※ ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市からの推薦を受けて県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えありません。		平18-0331004号 第3-三-2(1)④¤

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令			
共用型	① 事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を 置いていますか。	いる・いない	条例第66条 予防条例第10条第1 項			
	※ 以下のいずれかに該当する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所の他の職務に従事する場合 イ 本体事業所の職務に従事する場合 ウ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該共用型認知症対応型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じない他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の職務に従事する場合エア及びイのいずれにも該当する場合オイ及びウのいずれにも該当する場合					平18-0331004号 第3-三-2(1)④/
	※ 上記のウの場合、他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合など(施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所に駆けつけることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。		平18-0331004号 第3-三-2(2)④イ			
	② 管理者は、適切な教養型認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していますか。	いる・いない	平18-0331004号 第3-三-2(2)④¤			
	※ ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市からの推薦を受けて県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えありません。		平18-0331004号 第3-三-2(2)④¤			

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
第3 設備に関	する基準(単独型・併設型)	•	
6設備及び備 品等	① 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有する ほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並び に単独型・併設型認知症対応型通所介護の提供に必要なそ の他の設備及び備品等を備えていますか。	いる・いない	条例第63条第1項 予防条例第7条第1 項
	② 設備は、専ら単独型・併設型認知症対応型通所介護の事業の用に供するものとなっていますか。	いる・いない	条例第63条第3項 予防条例第7条第3 項
	※ 利用者に対する単独型·併設型認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合はこの限りではありません。		
(1) 食堂及び機 能訓練室	食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員(事業所において同時に認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上となっていますか。	いる・いない	条例第63条第2項 (1)7 予防条例第7条第2 項(1)7
	※ 狭隘(きょうあい)な部屋を多数設置することにより面積 を確保すべきものではありません。ただし、認知症対応型 通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な認知症 対応型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではあ りません。		平18-0331004号 第3-三-2(1)⑤ハ
	※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に 支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際には その実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、 同一の場所とすることができます。		条例第63条第2項 (1) / 予防条例第7条第2 項(2) /
	※ 食堂及び機能訓練室の面積は、内法にて算出した面積としてください。		
	※ 単独型・併設型認知症対応型通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの(訪問介護事業所の場合は事務室)は共用が可能です。 ただし、認知症対応型通所介護の機能訓練室等と、認知症対応型通所介護と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとします。		平18-0331004号 第3-三-2(1)⑤=
	ア 当該部屋等において、認知症対応型通所介護事業 所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を 行うためのスペースが明確に区分されていること。 イ 認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等とし て使用される区分が、認知症対応型通所介護事業所 の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテー ション等を行うためのスペースとして使用される区分 が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準 を満たすこと。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
(1) 食堂及び機 能訓練室	※ 玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がありませんが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能です。なお、設備を共用する場合、基準条例において認知症対応型通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところですが、衛生管理等に一層努めてください。		
(2) 相談室	相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えい しないよう配慮されていますか。	いる・いない	条例第63条第2項 (2) 予防条例第7条第2 項(2)
(3) 消火設備等	消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置していますか。	いる・いない	
(4) 宿泊サービ スを提供す る場合	① 単独型・併設型認知症対応型通所介護の提供以外の目的で、単独型・併設型認知症対応型通所介護事業所の設備を利用し、夜間・深夜に単独型・併設型認知症対応型通所介護以外のサービス(宿泊サービス)を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市長(介護保険課)に届け出ていますか。	いる・いない 該当なし	平18-0331004号 第3-三-2(1)⑤=
	② 宿泊サービスの届け出内容に係る介護サービス情報を埼 玉県に報告していますか。	いる・いない	
	③ 届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更 の事由が生じてから10日以内に、また、宿泊サービスを休 止又は廃止する場合はその休止又は廃止の日の1月前までに 市長(介護保険課)に届け出ていますか。	いる・いない	
7 指定介護予 防認知症対 応型通所介 護の設備基 準	単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護事業者が、単独型・併設型認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・平成型認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されていますか。	いる・いない 該当なし	予防条例第7条第4 項
	※ 介護予防認知症対応型通所介護事業の設備に関する基準 を満たすことを持って、認知症対応型通所介護事業の設備 に関する基準を満たしているものとみなすことができま す。		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
4 運営に関	する基準(共通)		•
8 内容及び手続び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又 はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提 供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	いる・いない	法第78条の4第2 ³ 条例第80条(第9 第1項準用) 予防条例第11条 項
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した 文書の内容は、次のとおりです。 ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有 無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名 称、評価結果の開示状況) 等		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第 4(2)①準用)
	※ 重要事項の説明については、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該認知症対応型通所介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に行ってください。		
	※ 同意については、書面によって確認することが適当です。		
	※① 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができます。この場合において、当該は、当該認知症対応型通所介護事業者は文書を交付したものとみなされます。		条例第80条(第9 準用第2項)
	一 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに 掲げるもの ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又 はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する 電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係 る電子計算機に備えられたファイルに記録する方 法 イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられファ イルに記録された前項に規定する重要事項を電気		
	通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)		

その他人の近くによっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をい

う)をもって調製するファイルに前項に規定する重要

事項を記録したものを交付する方法

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
8 内容及び手 続きの説明 及び同意	② 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族が ファイルへの記録を出力することによる文書を作成 することができるものでなければなりません。		条例第80条(第9条 準用第3項)
	③ ①の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に 係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用 に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子 情報処理組織をいいます。		条例第80条(第9条 準用第4項)
	① ①の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。一 ①各号に規定する方法のうち事業者が使用するものニファイルへの記録の方式		条例第80条(第9条 準用第5項)
	⑤ 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。		条例第80条(第9条 準用第6項)
9 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	いない・いる	条例第80条 (第10条準用) 予防条例第12条
	※ 原則として、利用申し込みに対しては応じなければならず、特に、要介護度(要支援認定)や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止します。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 4(3)準用)
	※ 「サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合」とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施 地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供す ることが困難な場合		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 4(3)準用)
10 サービス提 供困難時の 対応	利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが 困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介 護支援事業者への連絡、適当な他の認知症対応型通所介護 事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていま すか。	いる・いない	条例第80条 (第11条準用) 予防条例第13条

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
11 受給資格等 の確認	 ① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 ※ サービスの利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければなりません。 	いる・いない	条例第80条(第 12条第1項準用) 予防条例第14条第1 項 平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 4(5)①準用)
	② 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会の意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	いる・いない	条例80条(第12条第 2項準用) 予防条例第14条第2 項
12 要介護認定 等の申請に 係る援助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第80条(第13条 第1項準用) 予防条例第15条第1 項
	※ 申請がなされていれば、要介護認定(要支援認定)の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となることがあります。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 4(6)①準用)
	② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前に行われるよう、必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第80条(第13条 第2項準用) 予防条例第15条第2 項
13 心身の状況 等の把握	サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の6準用) 予防条例第16条
14 居宅介護支 援事業者等 との連携	① サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる・いない	条例第80条(第15条 第1項準用) 予防条例第17条第1 項
	② サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる・いない	条例第80条(第15条 第2項準用) 予防条例第17条第2 項
15 法定代理受 領提供を の提供を ける 援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第80条(第16条 準用) 予防条例第18条

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
16 居宅サービ ス計画に 沿ったサー ビスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に 沿ったサービスを提供していますか。	いる・いない	条例第80条(第17条 準用) 予防条例第19条
	※ 認知症対応型通所介護は、サービスを利用者の心身の状況に応じて、柔軟に提供するものであり訪問時間帯又は内容等の変更を行った場合は、当該利用者を担当する介護支援専門員に対し適宜報告を行う等、適切な連携を図るものとする。		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3- —-4(9) 準用)
17 居宅サービ ス計画等の 変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当 該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の 必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第80条(第18条 準用) 予防条例第20条
	※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、 利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等の ために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、認 知症対応型通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明 に対し利用者が同意する場合を含みます。		
	※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 4(10)準用)
18 サービスの 提供の記録	① サービスを提供した際には、利用者及びサービス事業者がその時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため、必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。	いる・いない	条例第80条(第20条 第1項準用) 予防条例第21条第1 項
	※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスを提供した際には、サービスの提供日、サービス内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の書面又はサービス利用票等に記載しなければなりません。		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3- —-4(12) 準用)
	② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供していますか。	いる・いない	条例第80条(第20条 第2項準用) 予防条例第21条第2 項
	※ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 4(12)②準用)
19 利用料等の 受領	① 法定代理受領サービスに該当する認知症対応型通所介護 を提供した際には、その利用者から利用料の一部として当 該認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費 用基準額から、当該認知症対応型通所介護事業者に支払わ れる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支 払を受けていますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の7第1項準用) 予防条例第22条第1 項

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
19 利用料等の 受領	※ 法定代理受領サービスとして提供される認知症対応型通所 介護介護についての利用者負担として、地域密着型介護 サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の規定により保 険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合)の 支払を受けなければならないことを規定したものです。		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3- —-4(13)①参照)
	② 法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の7第2項準用) 予防条例第22条第2 項
	※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3- 4(13) 準用)
	※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。		
	ア 利用者に対する認知症対応型通所介護の事業とは別 事業であり、介護保険給付の対象とならないサー ビスであることを説明し、理解を得ること。 イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程と		
	は別に定められていること。 ウ 認知症対応型通所介護の事業の会計と区分している こと。		
	③ ①②の支払を受ける額のほか、次の費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。 ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ 通常要する時間を超える認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の認知症対応型通所介護に係る地域密着型サービス費用基準額を超える費用 ウ 食事の提供に要する費用 エ おむつ代 オ 認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	いない・いる	条例第80条(第59条 の7第3項準用) 予防条例第22条第3 項
	※ 保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認められません。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- ニのニ-3(1)②準 用)
	④ 上記ウの費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに 食事の提供に係る利用料等に関する指針」(平成17年厚生 労働省告示第419号)に沿って適切に取り扱われています か。	いる・いない	平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3- 二の二-3(1) ②準 用)
	⑤ 上記オの費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第54号)に沿って適切に取り扱われていますか。	いる・いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
19 利用料等の 受領	⑥ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の7準用) 予防条例第22条第5 項
	⑦ サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、 利用者に対し、領収証を交付していますか。	いる・いない	法第42条の2第9項 (第41条第8項準用)
	※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の 提供に要した費用の額・滞在に要した費用の額・その他の 費用の額を区分して記載しなければなりません。 また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用 ごとに区分して記載しなければなりません。		施行規則第65条の 5(第65条準用)
	※ 医療控除の対象となる利用者(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション 又は短期入所療養介護等の医療系サービスを併せて利用している者)の領収証には、医療費控除の額(介護保険対象分の自己負担額)及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 [参考] 「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成12年6月1日老発第509号、平成25年1月25日事務連絡)		「介護保険制度下 での居宅サービス の対価に係る医療 費控除の取びに ついて」平成12年6 月1日老発第509 号、 平成28年10月3日事 務連絡
	※ 平成24年度から制度化された介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いは、次のとおりです。 医療系サービスを併せて利用しない通所介護において、介護福祉士等による喀痰吸引が行われた場合は、当該サービスの自己負担額(介護保険対象分)の1割、2割又は3割が医療費控除の対象となります。 この場合、該当する利用者の領収証には、医療費控除の額(介護保険対象分の自己負担額の1割、2割又は3割)及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 従来の利用料領収証と併用する必要がある場合は、二重記載とならないようご注意ください。		
20 保険給付の 請求のため の証明書の 交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用 料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費 用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提 供証明書を利用者に交付していますか。	いる・いない	条例第80条(第22条 準用) 予防条例第23条
21 指定認知症 対応型通所 介護の基本 取扱方針	① 認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行 の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われ ていますか。	いる・いない	条例第69条第1項
-W VA/J #1	② 自らその提供する認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	いる・いない	条例第69条第2項
22 認知症対応 通所介護の 具体的取扱 方針	① 認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。	いる・いない	条例第70条(1)
	② 認知症対応型通所介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	いる・いない	条例第70条(2)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
22 認知症対応 通所介護の 具体的取扱 方針	③ 認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第70条(3)
	※ 認知症対応型通所介護は、個々の利用者に応じて作成された認知症対応型通所介護計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。		平18-0331004号 第3-三-3(1)①
	④ 従業者は、認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対 し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように 説明を行っていますか。	いる・いない	条例第70条(4)
	※ 「サービスの提供方法等」とは、認知症対応型通所介護 計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含みます。		平18-0331004号 第3-三-3(1)④
	⑤ 認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者 又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ を得ない場合を除く、身体的拘束その他利用者の行動を制 限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはな りません。やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合に は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録していますか。	いる・いない	条例第70条第1項 (5)、(6)
	※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及 び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等として これらの要件の確認等の手続を極めて慎重に行うことと し、その具体的な内容について記録しておくことが必要で す。		平18-0331004号 第3-三-3(1)⑤
	⑥ 認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の 進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を 行っていますか。	いる・いない	条例第70条(7)
	⑦ 認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。	いる・いない	条例第70条(8)
	※ 認知症対応型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。 ア あらかじめ認知症対応型通所介護計画に位置づけられていること。 イ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。		平18-0331004号 第3-三-3(1)③

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
23 認知症対応 型通所介護 計画の作成	① 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成していますか。	いる・いない	条例第71条第1項
	※ 認知症対応型通所介護介護計画については、認知症介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、認知症介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。		平18-0331004号 第3-三-3(2)①
	※ 認知症対応型通所介護計画をとりまとめる者は、認知症 対応型共同生活介護の計画作成担当者が修了すべき研修(認 知症介護実践者研修)を修了していることが望ましいです。		平18-0331004号 第3-三-3(2)②
	※ 認知症対応型通所介護計画は、サービスの提供に関わる 従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。		平18-0331004号 第3-三-3(2)③
	② 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が 作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に 沿って作成していますか。	いる・いない	条例第71条第2項
	※ 認知症対応型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該認知症対応型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。		平18-0331004号 第3-三-3(2)④
	③ 管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	いる・いない	条例第71条第3項
	※ 認知症対応型通所介護計画は利用者の心身の状況、希望 及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければな らないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反 映の機会を保障するため、認知症対応型通所介護事業所の 管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たって は、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てくだ さい。		平18-0331004号 第3-三-3(2)⑤
	④ 管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際に は、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付してい ますか。	いる・いない	条例第71条第4項
	※ 交付した認知症対応型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。		条例第79条第2項第 1号
	⑤ それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画 に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を 行っていますか。	いる・いない	条例第71条第5項
	⑥ 認知症対応型通所介護計画の目標及び内容については、 利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。	いる・いない	平18-0331004号 第3-三-3 (2) ⑥

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	⑦ 指定居宅介護支援事業者から認知症対応型通所介護計画 の提供の求めがあった際には、当該認知症対応型通所介護 計画を提供することに協力するよう努めていますか。	いる・いない	平18-0331004号 第3-三-3(2)⑦
	※ 居宅介護支援の運営基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを踏まえたものです。		
24 利用者に関する市への通知	サービスを受けている利用者が次の(1)・(2)のいずれかに 該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通 知していますか。	いる・いない	条例第80条(第28条 準用) 予防条例第24条
	(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。		
25 緊急時等の 対応	現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の 急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医 師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	いる・いない	条例第80条(第53条 準用) 予防条例第24条
	※ 介護従業者が現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。		
26 管理者の責 務	① 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の11第1項準用) 予防条例第26条第1 項
	※ 管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う必要があります。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 二の二-3(4)準用)
	② 管理者は、当該事業所の従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の11第2項準用) 予防条例第26条第2 項

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
27 運営規程	認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。	いる・いない	条例第73条第1項
	ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 認知症対応型通所介護の利用定員 オ 認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用 の額 カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用にあたっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待の防止のための措置に関する事項 サ その他運営に関する重要事項		
	※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第61条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。(重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とします。)		平18-0331004号 第3-三-3(3)①
	※ 認知症対応型通所介護の営業日、及び営業時間を記載すること。なお、8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して、延長サービスを行う認知症対応型通所介護事業所にあっては、サービス提供時間とは別に、当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。例えば、提供時間帯(9時間)の前に連続して1時間、後に連続して1時間、合計2時間の延長サービスを行う認知症対応型通所介護事所にあっては、当該認知症対応型通所介護事所にあっては、当該認知症対応型通所介護事業所の営業時間は11時間であるが、運営規程には、提供時間帯9時間、延長サービスを行う時間2時間と、それぞれ記載するものとすること。		平18-0331004号 第3-三-3(3)①
	※ 「利用定員」とは、当該事業所において同時に認知症対 応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上 限をいうものです。		平18-0331004号 第3-三-3(3)②
	※ 「認知症対応型通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を記載してください。		平18-0331004号 第3-三-3(3)③
	※ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである認知 症対応型通所介護に係る利用料(1割、2割又は3割負担)及び 法定代理受領サービスでない認知症対応型通所介護の利用 料を、「その他の費用の額」として、徴収が認められてい る費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用 の額を規定するものです。		平18-0331004号 第3-三-3(3)④

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
27 運営規程	※ 「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。また、通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものですが、指定地域密着型サービスである認知症対応型通所介護については、市が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当です。		平18-0331004号 第3-三-3(3)④(第 34(20)参照)
	※ 利用者が認知症対応型通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(機能訓練室を利用する際の注意事項等)を指します。		平18-0331004号 第3-三-3(3)⑤
	※ 非常災害対策とは、非常災害に関する具体的な計画を指します。		平18-0331004号 第3-三-3(3)⑥(第 3-二の二-3(5)⑤参 照)
	※ 虐待の防止のための措置に関する事項とは、虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容としてください。		平18-0331004号 第3-三-3(3)④(第 34(21)⑥参照)
28 勤務体制の 確保	① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所 ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。	いる・いない	条例80条(第59条の 13第1項準用) 予防条例第28条第1 項
	※ 事業所ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- ニのニ-3(6)①準 用)
	② 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。	いる・いない	条例第80条(第59条 の13第2項準用) 予防条例第28条第2 項
	※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことも可能です。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- ニのニ-3(6)②準
	③ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の13第3項準用) 予防条例第28条第3 項
	※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加 の機会を計画的に確保してください。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- ニのニ-3(6)③準 用)
	④ 全ての認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の13第3項準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
28 勤務体制の 確保	※ 介護に携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けます。これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3- ニのニ-3(6) ③準 用)
	※ 義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 二の二-3(6)③準 用)
	⑤ 適切な認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	いる・いない	条例第80条 (第59条 の13第4項準用)
	※ 「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセク シャルハラスメントやパワーハラスメントをいいます。		平18-0331004 第3-三-3(8) (第3の 1の4(22)⑥準用)
	※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものもふくまれます。		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3の 1の4(22)⑥準用)
	※ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(パワーハラスメント指針)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は次のとおりです。		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3の 1の4(22)⑥イ準用)
	a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラ スメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者 に周知・啓発すること		
	b 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応する多に必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。		
	※ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5,000万円以下または常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となります。		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3の 1の4(22)⑥イ準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
28 勤務体制の 確保	※ 事業主が講じることが望ましい取組とは、パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備② 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3の 1の4(22)⑥□準用)
	③ 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組) が規定されています。 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修の手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。これらのマニュアルや手引きは、以下の厚生労働省ホームページに掲載されているので、参考にしてください。		
	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html		
29 定員の遵守 単独型·併設	① 利用定員は、12人以下としていますか。	いない・いる	条例第61条第4項 予防条例第5条第4 項
开儿	② 利用定員を超えて認知症対応型通所介護の提供を行っていませんか。	いない・いる	条例第80条(第59条 の14準用) 予防条例第29条
	※ ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、 この限りではありません。		
	※ 認知症対応型通所介護通所介護と介護予防認知症対応型 通所介護の指定を併せて受け、一体的に事業を実施してい る場合は、当該介護予防認知症対応型通所介護における利 用者は、当該認知症対応型通所介護事業所の利用定員の利 用者数に含めます。		
	※ 適正なサービスの提供を確保するため、月平均の利用者数が定員を超える場合、介護報酬の減算の対象となります。		
共用型	共用型認知症対応型通所介護の利用定員は、 ・ 認知症対応型共同生活介護事業所 ⇒共同生活住居ごとに1日当たり3人以下 ・地域密着型特定施設・地域密着型介護老人福祉施設 ⇒施設ごとに1日当たり3人以下 ・ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 ⇒ユニットごとに、入居者の数と利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数としていますか。	いない・いる	条例第65条 予防条例第9条
	※ 1日当たりの利用定員とは、共同生活住居、施設又はユニットごとに、1日の同一時間帯に受け入れることができる利用者の数の上限です。 したがって、半日しか利用しない者がいる場合は、1日の利用延べ人数は当該利用定員を超えることもあります。		平18-0331004号 第3-三-2(2)③

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
30 業務継続計 画の策定等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、この計画に従い必要な措置を講じていますか。	いる・いない	条例第80条(第32条 の2第1項準用)
	※ 業務継続計画には、以下の項目を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「ドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目について設定してください。なお、感染症及び災害の選に応じて設定してください。なお、感染症の予防及びまる経続計画を一体的に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画でいては、一体的に策定は非常災害に関する具体的計画については、一体的に策定することとして差し支えありません。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染症拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携		平18-0331004号 第3-三-3(4)(第3- 二の二-3(7)②参 照)
	② 従業者に対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	いる・いない	条例第80条(第32条 の2第2項準用)
	※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものです。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録をしてください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施しても差し支えありません。		平18-0331004号 第3-三-3(4)(第3- 二の二-3(7)③参 照)
	※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施しても差し支えありません。		平18-0331004 第3-三-3(4)(第3- 二の二-3(7)④参 照)
	※ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		平18-0331004号 第3-三-3(4)(第3- 二の二-3(7)④参 照)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
30 業務継続計 画の策定等	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業 務継続計画の変更を行っていますか。	いない・いる	条例第80条(第32条 の2第3項準用)
	※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、 事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業 者との連携等により行うことも差し支えありません。ま た、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取 り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施に 当たっては、全ての従業者が参加できるようにすることが 望ましいです。		平18-0331004号 第3-三-3(4)(第3- 二の二-3(7)①参 照)
31 非常災害対策	① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の15準用) 予防条例第30条
	※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。		平18-0331004号 第3の三の3(8) (第 3-二の二-3(8) の準 用)
	※ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。		社会福祉施設等に おける非常災害対 策計画の策定の手 引き (H28.10埼玉県)
	※ 「非常災害に関する具体的計画」 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。		
	※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている 指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。 また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定 特定施設においては、防火管理について責任者を定め、そ の者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとし ます。		
	② 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう 連携に努めていますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の15第2項準用)
	※ 地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日ごろから地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めてください。また、訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3- 二の二-3(8) 準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
31 非常災害対策	③ 水防法における要配慮者利用施設に該当していますか。 「いる」と回答した場合、以下の日付を記載してください。	いる・いない 水防法第15条	水防法第15条の3
	避難確保計画作成日 : 年 月 日		
	計画の春日部市への報告日 : 年 月 日		
	計画に基づく訓練実地日 : 年 月 日		
	市への訓練実施報告日 : 年 月 日		
	※ 実施報告は市公式ホームページから、電子申請・届出 サービスで行ってください。		
	https://www.city.kasukabe.lg.jp/anshin_anzen/bosai/saigainikansurukeikaku_manyuaru/23678.html		
	④ 常時30人以上の事業所において、防火管理者を選任し、 消防計画の作成、防火管理業務を行っていますか。 基準に満たない事業所においても、防火管理についての 責任者を定めていますか。	いる・いない	
	防火管理者の届出 年 月 日		
	防火管理者職名・氏名		
	消防計画の届出 年 月 日		
	※ 防火管理者が異動等で欠けた場合は、直ちに新たな有資格者を選任し、所轄消防署に届出をしてください。		
	 ※ 防火管理者の業務 ① 消防計画の作成、届出 ② 消火・通報及び避難訓練実施 ③ 消防用設備等の点検及び整備(業者の行う点検とは別) ④ 火気使用又は取扱に関する監督 ⑤ その他防火管理に関する指導、研修等 		
	※ 消防計画に記載されている氏名等に変更があった場合は 速やかに変更し、所轄消防署の指導により届出をしてくだ さい。		
	※ 増改築を行った場合は、変更届を提出してください。		

自主点検項目		自主点	京 検 の ポ	イン	ŀ	点検	根拠法令
31 非常災害対策	⑤ 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要 な訓練を行っていますか。				いる・いない		
		育	前年度	<u> </u>	当年度		
		回数	実施·届出日	回数	実施·届出日		
	避難訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)		
	消火訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)		
	通報訓練						
	実地通知 消防署届出						
	消防署立会	有∙無			有∙無		
	た訓練を実 ・通報訓練 (励行)。	施してく <i>†</i> は、年1回 相談し、 [*]	以上は実施する できるだけ年1回	ようにし	てください		
32 衛生管理等		いて、衛生	施設、食器その位 性的な管理に努っ い。			いる・いない	条例第80条(第59条 の16第1項準用) 予防条例第31条第1 項
	で イ	及び感染が 必要に密接が でででででででである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	は、上記のほかに 定の発生を防止 こて保健所の助 は連携を保つこ にンザ対策等につい う症対の措置等 るためのこれに の施設内の適温。	するために言、指導されると。管出血性について、について、主基づき、注	の措置等とと 大腸菌感と 大腸が 大腸が 大腸が 大腸が 大腸が 大腸が 大腸が 大腸が 大腸が 大腸が		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3- 二の二-3(9) ①準 用)
	まん延の防 月に1回以_	止のための 上開催する	ト護事業所におり対策を検討するとともに、その とともに、その こいますか。	る委員会	を、おおむね6	いる・いない	条例第80条 (第59条 の16第2項 (1) 準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
32 衛生管理等	※ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要です。 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。		平18-0331004号 第3-三-3(5)(第3- 二の二-3(9)②/参 照) 平18-0331004号
	※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		第3-三-3(5)(第3- 二の二-3(9)②イ参 照)
	※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。		平18-0331004号 第3-三-3(5)(第3- ニのニ-3(9)②イ参 照)
	③ 認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の16第2項(2)準用)
	※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、 平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアに係る感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市の事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。 また、発生時における事業所内の連携体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。		平18-0331004 第3-三-3(5)(第3- 二の二-3(9)②□参 照)
	④ 認知症対応型通所介護事業所において、従業者に対し、 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期 的に実施していますか。	いる・いない	条例第80条 (第59条 の16第2項 (3) 準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
32 衛生管理等	※ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染症対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、事業所の実態に応じて行ってください。		平18-0331004号 第3-三-3(5)(第3- 二の二-3(9)②ハ参 照)
	※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		平18-0331004号 第3-三-3(5)(第3- 二の二-3(9)②ハ参 照)
	※ ②〜④の事項については事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。		平18-0331004号 第3-三-3(5)(第3- 二の二-3(9)②参 照)
33 掲示	① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。あるいは、事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が自由に閲覧できるようにしていますか。	いる・いない	条例第80条(第34条 第1項準用)
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等をいいます。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 4(25)①準用)
	※ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護 サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見や すい場所になります。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 4(25)4①準用)
	※ 従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常 勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで 掲示等をすることを求めるものではありません。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 4(25)『①準用)
	② 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。	いる・いない	条例第80条(第34条 準用)
	※ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 4(25)①準用)
	③ 提供するサービスに係る指定通知書を、事業所の見やすい場所に掲示していますか	いる・いない	指定等に関する 規則第2条第3項

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
34 秘密保持等	① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用 者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	いない・いる	条例第80条(第35条 第1項準用) 予防条例第33条第1 項
	② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	いる・いない	条例第80条(第35条 第2項準用) 予防条例第33条第2 項
	※ 具体的には、介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3- 4(26) ③準用)
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	いる・いない	条例第80条(第35条 第3項準用) 予防条例第33条第3 項
	※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族 から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3- 4(26) ③準用)
	④ 「個人情報の保護に関する法律」および「医療・介護関係 事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダン ス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取 り扱っていますか。	いる・いない	
	※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 4(26)③準用)
	「個人情報の保護に関する法律」の概要 ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に 必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対し て利用目的の通知又は公表をすること ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を 監督すること エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人 データを提供してはならないこと オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること		個人情報の保護に 関する法律(平15年 法律57号)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より本ガイダンスでは、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本指針」(平成16年4月2日)閣議決定)及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。		医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平29.4.14厚生労働省)
35 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が 虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	いない・いる	条例第80条(第36条 準用) 予防条例第34条
36 居宅介護支 援事業者に 対する利益 供与の禁止	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者 に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償と して、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いる・いない	条例第80条(第37条 準用) 予防条例第35条
37 苦情処理	① 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情 に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるため の窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	いる・いない	条例第80条(第38 条第1項準用) 予防条例第36条第1 項
	 ※「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載すること。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること。 		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 一-4(28)①準用)
	② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。	いる・いない	条例第80条(第38 条第2項準用) 予防条例第36条第2 項
	※ 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 4(28)②準用)
	③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる・いない	条例第80条(第38条 第3項準用) 予防条例第36条第3 項
	④ 市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に 報告していますか。	いる・いない	条例第80条(第38 条第4項準用) 予防条例第36条第4 項
	⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民 健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民 健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合におい ては、指導又は助言に従って必要な改善を行っています か。	いる・いない	条例第80条(第38 条第5項準用) 予防条例第36条第5 項
	⑤ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	いる・いない	条例第80条(第38 条第6項準用) 予防条例第36条第6 項

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
38 地域との連 携等	① サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、 おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報 告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推 進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けています か。	いる・いない	条例第80条(第59条 の17第1項準用) 予防条例第39条
	※ 運営推進会議 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所 在する市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域 包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について 知見を有する者等により構成される協議会		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 二の二-3(10)準用)
	※ 運営推進会議は事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。		
	※ 「地域住民の代表者」とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えらます。		
	※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族(利用者等)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について、利用者等の同意を得てください。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
	※ 認知症対応型通所介護事業所と他の地域密着型サービス 事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会 議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えあり ません。		
	※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。 ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。		
	② ①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。	いる・いない	条例第80条 (第59条 の17第2項準用) 予防条例第39条第2 項
	※ 運営推進会議における報告等の記録は、2年間保存しなければなりません		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- 二の二-3(10)②準 用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
38 地域との連 携等	③ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の17第3項準用) 予防条例第39条第3 項
	※ 認知症対応型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- ニのニ-3(10)③準 用)
	④ 事業の運営に当たっては、提供した認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めていますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の17第4項準用) 予防条例第39条第4 項
	※ 介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市 との密接な連携に努めてください。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- ニのニ-3(10)④準 用)
	※ 「市が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。		<i>,</i>
	⑤ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても認知症対応型通所介護を提供するよう努めていますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の17第5項準用) 予防条例第39条第5 項
	※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する認知症対 応型通所事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要 介護者に認知症対応型通所介護を提供する場合、当該高齢 者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象とした サービス提供が行われないよう、条例第10条の正当な理由 がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要 介護者にもサービス提供を行わなければなりません。		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3- —-4(29)⑤参照)
39 事故発生時 の対応	① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。		条例第80条(第59条 の18第1項準用)予 防条例第37条第1項
	※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法は、事業者があらかじめ定めておくことが望まれます。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- ニのニ-3(11)①準 用)
	② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の18第2項準用) 予防条例第39条第2 項
	※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3- 二の二-3(11) 準用)
	※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3- ニのニ-3(11) ③準 用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
39 事故発生時 の対応	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が 発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の18第3項準用) 予防条例第39条第3 項
	※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害 賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが 望ましいです。		平18-0331004号 第3-三-3(8)(第3- ニのニ-3(11)②準 用)
	④ 夜間及び深夜に認知症対応型通所介護以外のサービス(宿泊サービス)を提供する場合、当該サービスにより事故が発生した際は、上記同様の対応を行っていますか。	いる・いない	条例第80条(第59条 の18第4項準用)
40 虐待の防止	※ 虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の声重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、認知症法ではなり事ま者は虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の大きに支援等に関する法律(高齢者虐待の防止、高齢者の美麗之族に防止する法律(高齢者虐待の防止、高齢者に規定を高め、石を決しているところであり、その実効性を高め、利用者の真がした対応型通所介護事業者は高齢者の尊厳保持・に関する法律の高がであるよう、次に掲げる場合の保持を記しているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳保持・に対応型通所介護事業者は高齢者の尊厳保持・に当なるとの専連がで型通所介護事業者は高齢者の尊厳保持・に当なる必要があります。 ア 虐待の未然防止 認知症対応型通序介護事業者は高齢者の尊厳保持・に当なるとします。 ア 虐待の未然防止 認知症対応型通序介護する理解を促すいるとしまするのとします。 の事重に対する配慮を常に心が行づけられていると促すり、従業者にそれらに関する理解を促すの要があります。同様に、従業者にそれらに関する理解を促すの表に関するとでするとできるより、変がが対応等を正しく理解しているととも重要です。 イ 虐待等の早期通所介護の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい必要な措置(信待等に対する相談体制、市の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその居出について、適切な対応をしてください。 ウ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市の窓口に通報の手続が迅速かつ適切な対応をしてください。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合は、たの再発を確実に防止するために以下の事項を実施してください。		平18-0331004号第3-三-3(6)(第3- 一-4(31)参照)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
40 虐待の防止	① 認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	委員会を定期的に開催するとともに、そ	条例第80条(第40条 の2(1)準用)
	※ 「虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止検討委員会)」は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、対策を検討するを強力した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含むい職種で構成してください。構成メンバーの責務とともに、定期の企業を受けるとともに、定期のよりに関係することが必要です。 た、事業してもに、定期のの事間をは、とは、ないのです。 とが望ましいです。 一方、複雑かつ機のであるとともなべき情報によるであるがあるにとがであることが表していることが表して、個別のであることが表している。 なお、これとはです。 なお、には、他の会議体を設置している場合に対応です。 なお、これと一様対のに対応には、他の会議体をとしてもありません。ますとの連携により行うことも差してありません。ますとの連携により行うことを活用に護等を活用に表します。 ままた、この際者におりません。 だったができるものを全で理に関係のガイダンス」、管理を対していたのの安全で理に関するガイドライン」等を遵守してください。		平18-0331004号 第3-三-3(6)(第3- 4(31)①参照) 平18-0331004号 第3-三-3(6)(第3- 4(31)①参照)
	※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 ア 虐待防検討委員会その他事業所内の組織に関することイ虐待の防止のための職員研修の内容に関すること 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		平18-0331004号 第3-三-3(6)(第3- 4(31)①参照)
	② 認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	いる・いない	条例第80条(第40条 の2(2)準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
40 虐待の防止	※ 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		平18-0331004号 第3-三-3(6) (第3- —-4(31)②参照)
	③ 認知症対応型通所介護事業所において、従業者に対し、 虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。	いる・いない	条例第80条(第40条 の2(3)準用)
	※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容として は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普 及・啓発するものであるとともに、認知症対応型通所介護 事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うも のとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、認知症対 応型通所介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作 成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規 採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが 重要です。		平18-0331004号 第3-三-3(6) (第3- 4(31)③参照)
	④ ①~③の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	いる・いない	条例第80条(第40条 の2(4)準用)
	※ 認知症対応型通所介護事業所における虐待を防止するための体制として、①~③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることのが望ましいです。 なお、同一事業所内での複数担当(*)の兼務や他の事業所・施設等との担当(*)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を専任してください。 * 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい)、感染対策担当者(看護師が望ましい)、事故の発生またはその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための担当者		平18-0331004号 第3-三-3(6) (第3- —-4(31)④参照)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
41 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、認知症対応型通 所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していま すか。	いる・いない	条例第59条の20 (第41条準用) 予防条例第38条
	※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき 適切に行ってください。 ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱い について」(平成12年3月10日 老計第8号) イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分につい て」(平成13年3月28日 老振発第18号) ウ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人 会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日 老高 発第0329第1号)		平18-0331004号 第3-三-3(8) (第3- 一-4(32)参照)
42 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	いる・いない	条例第79条 予防条例第40条第1 項
	② 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から介護報酬の請求に係る記録にあっては5年間、それ以外の記録にあっては2年間保存していますか。 ア 認知症対応型通所介護計画イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録ウ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録エ 市への通知に係る記録オ 苦情の内容等の記録カ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録キ 運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等の記録	いる・いない	条例第79条 予防条例第40条第2 項
	※ 「その完結の日」とは、ア〜カについては個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。キについては、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日を指すものとします。		平18-0331004号 第3-三-3(7)(第3- 二の二-3(13)参照)
43 電磁的記録等	① 地域密着型サービス事業者及び地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下、この項目において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができますが、以下のとおり取り扱っていますか。	いる・いない 該当なし	条例第203条第1項
	※ 書面の保存等おに係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。		平18-0331004号 第5-1
	ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計 算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気 ディスク等をもって貯制する方法によること。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
43 電磁的記録等	※ イ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法 b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法 ウ その他、条例203条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、ア及びイに準じた方法によること。 エ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		平18-0331004号 第5-1
	② 地域密着型サービス事業者及び地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、時期的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができますが、以下のとおり取り扱っていますか。	いる・いない 該当なし	条例第203条第2項
	※ 利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。 ア電磁的方法による交付は、条例第9条第2項から第6項ま		平18-0331004号 第5-2
	での規定に準じた方法によること。 イ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 ウ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内間の決致金、経済産業等)」とを表にすること。		
	内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 エ その他、条例第203条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によること。ただし、条例又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、その定めに従うこと。 オ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
44 介護職員等 による喀痰 吸引等につ いて	① 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2及び3、同法施行規 則第26条の2及び3に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う 「登録特定行為事業者」に該当しますか。	該当 ・ 該当なし	社会福祉士及び介 護福祉士法 第48 条の2、3 同法施行規則第26 条の2、3
(以下、該当 事業者のみ 記入してく ださい。)	※ 平成24年4月1日から「社会福祉士及び介護福祉士法」に 基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員 等(介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象)が、登録 特定行為事業者として登録した施設等で、たんの吸引等を 実施することができるようになりました。		
	② 認定特定行為業務従事者について ア 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定 特定行為業務従事者」として認定された者に行わせ ていますか。 イ 認定特定行為従事者は何人いますか。 <u>人</u>	いる・いない	
	③ 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者について 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。(介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録になります。)	いる・いない	
	 【業務開始年月日: 年 月 日] ④ 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。 【登録している行為】該当するものに○をつける (たん吸引) 口腔内 ・ 鼻腔内 ・ 気管カニューレ内 (経管栄養) 胃ろう又は腸ろう ・ 経鼻経管栄養 	いる・いない	
	⑤ たん吸引等の業務の実施状況について 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文 書による指示を受けていますか。	いる・いない	
	⑥ 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、 医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成して いますか。	いる・いない	
	⑦ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、 介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。	いる・いない	
	⑧ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	いる・いない	
	⑨ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。	いる・いない	
	⑩ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	いる・いない	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令		
第5 介護予防の	第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準				
45 介護予防認 知症対応型 通所介護の 基本取扱方	① 介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に 資するよう、その目標を設定し、計画的に行っています か。	いる・いない	予防条例第41条第1 項		
針	② 自らその提供する介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	いる・いない	予防条例第41条第2 項		
	※ 提供された介護予防サービスについては、介護予防通所介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度について常に評価を行う等、その改善を図ってください。				
	③ 介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	いる・いない	予防条例第41条第3項		
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。	いる・いない	予防条例第41条第4項		
	※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービスの提供 は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サー ビスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏ま え、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行 う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するよ うな不適切なサービス提供をしないように配慮してくださ い。		平18-0331004号 第4の3の1(1)③		
	⑤ 介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者 とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な 方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な 働きかけに努めていますか。	いる・いない	予防条例第41条第5 項		
	※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取り組みが不可欠であることから、サービス提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。				
46 介護予防認 知症対応型 通所介護の 具体的取扱 方針	① 介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	いる・いない	予防条例第42条(1)		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
46 介護予防認 知症対応型 通所介護の 具体的取扱 方針	② 管理者は、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成してますか。	いる・いない	予防条例第42条(2)
	※ 介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防認知症対応型通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。		平18-0331004号 第4の3の1(2)①
	③ 既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当 該計画の内容に沿って作成していますか。	いる・いない	予防条例第42条(3)
	④ 管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に 当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し て説明し、利用者の同意を得ていますか。	いる・いない	予防条例第42条(4)
	⑤ 管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付していますか。	いる・いない	予防条例第42条(5)
	⑥ サービスの提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。	いる・いない	予防条例第42条(6)
	⑦ サービスの提供に当たっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	いる・いない	予防条例第42条(7)
	⑧ サービスの提供に当たっては、介護予防認知症対応型通 所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な 支援を行っていますか。	いる・いない	予防条例第42条(8)
	⑨ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	いる・いない	予防条例第42条(9)
	⑩ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	いない・いる	予防条例第42条(9) の2
	① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	いる・いない	予防条例第42条(9) の3
	② サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応 し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていま すか。	いる・いない	予防条例第42条 (10)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
46 介護予防認 知症対応型 通所介護の 具体的取扱 方針	③ 介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの 提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計 画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまで に、少なくとも一回は、当該介護予防認知症対応型通所介 護計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っています か。	いる・いない	予防条例第42条 (11)
	④ 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。	いる・いない	予防条例第42条 (12)
	⑤ 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて 介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行っています か。	いる・いない	予防条例第42条 (13)
	(B) ①から⑭までは⑮に規定する介護予防認知症対応型通所 介護計画の変更について沿っていますか。	いる・いない	予防条例第42条 (14)
第6 変更の届出	· 当等(共通)		
47 変更の届出 等	① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長(介護保険課)に届け出ていますか。	いる・いない	法第78条の5第1項
	※ 変更が必要な事項については、春日部市公式ホームページで必ず確認してください。		
	※ 届出が必要な事項		
	ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代 表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等 エ 事業所の建物の構造、専用区画等及び設備の概要 オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ 運営規程		
	② 事業を廃止又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに、市長(介護保険課)に届け出ていますか。	いる・いない 事例なし	法第78条の5第2項
	ア 廃止または休止しようとする年月日 イ 廃止に又は休止しようとする理由 ウ 現にサービスを受けている者に対する措置 オ 休止の場合は、休止の予定期間		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
第7 介護給付	費関係(共通)		
48 基本的事項	送迎に要する時間を除くサービス提供時間に応じた所定 の単位数で算定していますか。 所要時間3時間以上4時間未満の場合 所要時間4時間以上5時間未満の場合 所要時間5時間以上6時間未満の場合 所要時間6時間以上7時間未満の場合 所要時間7時間以上8時間未満の場合 所要時間7時間以上8時間未満の場合 所要時間8時間以上9時間未満の場合	いる・いない	平18厚労告126 別紙3のイ
	○単位数算定の際の端数処理 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の 計算を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っ ていますか。 この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算 定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働 省告示第73号)附則第12条に規定する単位数の計算を行う 場合は、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行うが、小 数点以下の端数処理の結果、上乗せされる単位数が1単位に 満たない場合は、1単位に切り上げて算定します。	いる・いない	留意事項第2-1-(1)
49 所要時間の 取扱い	① 所要時間の算定は、サービス提供に現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の認知症対応型通所介護を行うための標準的な時間で行っていますか。	いる・いない	平18厚労告126 別表3注1
	※ 単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、認知症対応型通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること。		平18留意事項第2の 4(1)(第2の3の2(1)準 用)
	※ サービスを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等(着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等)に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、認知症対応型通所介護を行うのに要する時間に含めることができます。 ア 居宅サービス計画及び認知症対応型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合 イ 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合		
	※ 送迎時に実施する居宅内での介助等については、他の利用者を送迎時に車内に待たせて行うことは認められません。		平成27年度介護報 酬改定に関する Q&A(平成27年4月1 日)問54
	※ 現在訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行われている介助等について、一律に通所介護等で対応することを求めているものではありません。		平成27年度介護報 酬改定に関するQ& A問52

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
49 所要時間の 取扱い	※ 当日の利用者の心身の状況から、実際の認知症対応型通 所介護の提供が認知症対応型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には認知症対応型通所介護 計画上の単位数を算定して差し支えありません。なお、認 知症対応型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、認知症対応型通所介護計画を変更のうえ、変 更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。 同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの認知症対応型通所介護の単位について所定単位数が算定されます。		
(1)定員超過 (2)人員欠如	② 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が次の ア又はイに該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じ て得た単位数を算定していますか。 ア 月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利 用定員を超える場合 イ 看護職員又は介護職員の員数が、人員基準に定める員 数に満たない場合	該当なし	平18厚労告126 別表3注1 平18留意事項第2の 4(21)
	[定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について] ※ 利用者の数は、1月間(暦月)の利用者の数の平均を用います。1月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。		
	※ 利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員 超過利用の基準に該当することとなった事業所について は、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月ま で、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の 算定方法に規定する算定方法に従って減額され、定員超過 利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数 が算定されます。		
	※ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行います。また、この場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延べ人員数に含まないこととします。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	[人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について] ※ ア 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用います。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。 イ 介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用います。この場合、1月間の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とします。 ウ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。 (看護職員の算定式) サービス提供日に配置された延べ人数・サービス提供日数 < 0.9 (介護職員の算定式) 当該月に配置された職員の勤務延時間数・当該月に配置すべき職員の勤務延時間数< 0.9 エ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通済での算定方法に規定する算定方法に従って所達をの算定方法に従って所達をの登上において所達を調算された延べ人数・サービス提供日数に表別の第定式) の・9≦サービス提供日に配置された延べ人数・サービス提供日数< 1.0 (介護職員の算定式) 0.9≦当該月に配置された職員の勤務延時間数・当該月に配置すべき職員の勤務延時間数< 1.0		
50 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表3注2
	※ 高齢者虐待防止未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、条例第59条の20(第40条の2準用)に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。 具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない、高齢者虐待防止が上措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。		留意事項 第4(2) (第2(5)準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
51 業務継続計 画未策定減 算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業 務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相 当する単位数を所定単位数から減算していますか。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表3注3
	※ 業務継続計画未策定減算については、条例第59条の20 (第32条の2第1項準用)に規定する基準を満たさない事実 が生じた場合に、その翌月(基準を満たさない事実が生じ た日が月の初日である場合は当該月)から基準に満たない 状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全 員について所定単位数から減算することになります。		留意事項 第4(3) (第2-3の2(3) 準用)
52 2時間以上 3時間未満 の認知症対 応型通所介 護	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行った場合は、「所要時間4時間以上5時間未満の場合」の単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表3注4
	〔厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者〕 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者		厚生労働大臣が定 める基準に適合す る利用者等(平27 告94)35の3
	※ 2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる 利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難 である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に 結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得な い事情により長時間のサービス利用が困難な者です。 なお、2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護で あっても、認知症対応型通所介護本来の目的に照らし、単 に入浴サービスのみといった利用は適当ではありません。 利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を 通じた機能訓練等を実施してください。		留意事項 第4(4) (第2-3の2(4) 準用)
53 感染症又は 災害の発生 を理由とす る減少	感染症又は災害(厚生労働大臣が認める者に限る。)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市長に届け出た認知症対応型通所介護事業所において、認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定の単位数の100分の3に相当する単位を加算していますか。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表3注5
	※ ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別な事情があると認められた場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができます。		
	※ 感染症又は災害の発生を利用とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算内容については、別途「令和3年3月16日通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(老認発0316第4号・老老発0316第3号)」を参照してください。		留意事項 第4(5) (第2-3の2(5) 準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
54 延長加算	所要時間 8 時間以上 9 時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行い、認知症対応型通所介護の所要時間と認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合、区分(9時間以上10時間未満、10時間以上11時間未満、11時間以上12時間未満、12時間以上13時間未満、13時間以上14時間未満)に応じ、所定単位数を加算していますか。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表3 注6
	※ 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、例えば、認知症対応認知症対応型通所介護の後に連続して2時間の延長サービスを行った場合には、5時間の延長サービスを行った場合には、5時間分の延長サービスとして250単位が算定されます。また、当該加算は、認知症対応型通所介護と延長サービスを通算した時間が9時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、・8時間の認知症対応型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合には、認知症対応型通所介護と延長サービスの通算時間は13時間であり、4時間分(=13時間-9時間)の延長サービスとして200単位が算定されます。		留意事項 第4(6) (第2-3の2(6) 準用)
	※ 延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものですが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いている必要があります。		
	※ 利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の認知症対応型通所介護の提供を受けた場合には算定することはできません。		
55 中山間地域 等に居住す る者への サービス提 供加算	厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、認知症対応型通所介護を行った場合、所定の単位数の100分の5に相当する額を算定していますか。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表3 注7
	※ 加算を算定する利用者については、条例に規定する交通 費の支払いを受けることはできないこととします。		留意事項 第4(7)(第2-2加参 照)
	※ 中山間地域等居住者加算対象地域 厚生労働大臣が定める中山間地域等居住者(春日部市宝珠 花)等です。		厚生労働大臣が定 める中山間地域等 の地域(平21厚告 83)二

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
56 生活機能向上連携加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。また、個別機能訓練加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき所定単位数を加算していますか。 (1) 生活機能向上連携加算(I)	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表3 注9
	※ [厚生労働大臣が定める基準] 〔生活機能向上連携加算(1)〕 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の理学療法士、作業療法士、等」という。)の助言に基づ真員等が表問して利用者の身体状況等のの助言に基づ真員等が表問して利用者の身体状況に応じた機能訓練計画の作成を行っていること。 イ 個別機能訓練計画に基づき利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者のの状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ウ (I)アの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月に1回以上評価し、利用者又はその家族に対し機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を3月に1回以上評価し、利用者又はその家族に対し機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。 「生活機能向上連携加算(II)〕 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 「生活機能向上連携加算(II)〕 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 「生活機能向上連携加算(II) 対に掲げる基準のいずれにも適合すること。 「生活機能向上連携加算(II) 対に掲げる基準のいずれにも適合すること。		平27厚告95 15の2

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
56 生活機能向上連携加算	イ 個別機能訓練計画に基づき利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ウ (Ⅲ)アの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月に1回以上評価し、利用者又はその家族に対し機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し必要に応じて訓練内容等の見直しを行っていること。		
	※ 生活機能向上連携加算(I)の算定に当たって、理学療法 士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、 介護の工夫等に関する助言を行ってください。		留意事項 第4(8) (第2-3の2(12) ①参照)
	※ 生活機能向上連携加算(I)の算定において「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院のことです。		
	※ 生活機能向上連携加算(I)の算定において個別機能訓練計画の作成に当たっては、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握したうえで当該認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行います。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとします。		
	※ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければなりません。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください。 なお、個別機能訓練計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
56 生活機能向 上連携加算	※ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供してください。		
	※ 生活機能向上連携加算(I)の算定に当たり、機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合い相談して、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得たうえで、必当該利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善が況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な応を行ってください。理学療法士等は機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上個別機能訓練の進捗状況等について価した上で機能訓練指導員等が利用者といって評価した上で機能訓練指導員等が利用者といって評価した上で機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等電話、定行うに対しての意識とします。また、利用者等に対きるも、当該利用を登上とができるも、当該利用者の適切な事とについて、当時報報、また、行うことができるも、当該利用養量等の活用に対きるも、当該利用養量等の活用に対します。を労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取らの方ができるが、個人情報保護等といっためのガイダンス」厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
	※ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしてください。		
	※ 生活機能向上連携加算(I)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、理学療法士等の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定できません。		
	※ 生活機能向上連携加算(II)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行ってください。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護者人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。		留意事項 第4(8) (第2-3の2(12) ②参照)
	※ 生活機能向上連携加算(II)の算定において機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得たうえで、必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者及びその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
56 生活機能向上連携加算	※ 生活機能向上連携加算(II)の算定において理学療法士等は、3月ごとに1回以上認知症対応型通所介護事業所を訪問し、機能訓連指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について、評価した上で機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行ってください。 ※ なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はありません。		
57 個別機能 訓練加算	認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているものとして市長に届け出た認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算(I)として1日につき所定単位数を加算していますか。	いる・いない 該当なし	厚労省告示 第126号 別表3注10
	個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他の機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)として、1月につき20単位の所定単位数を加算していますか。 ※ 特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日におけるサービスのみが当該加算の算定となっていますか。 ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められた利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。なお、看護職員が機能訓練指導員を兼務している場合、個別機能訓練に係る職務の時間は、看護職員としての人員基準の算定に含めません。	いる・いない 該当なし いない・いる	
	② 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その 他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方 法等を内容とする個別機能訓練計画を作成していますか。	いる・いない	
	③ 個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行っていますか。	いる・いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
57 個別機能訓練加算	④ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3か月後に1 回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明して いますか。	いる・いない	
	利用者に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
	⑤ 個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしていますか。	いる・いない	
	⑥ 個別機能訓練加算(Ⅱ)を取得する場合、厚生労働省への 情報の提供については、LIFEを用いて行っていますか。	いる・いない	
	※ LIFEへの提供情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の定時について」を参照してください。		
	⑦ サービスの向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィード	いる・いない	
	バック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)、の一連のサイクル(PDCA)により、サービスの質の管理を行っていますか。		
	※ 提出された情報については、「国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されます。		
58 ADL維持 等加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た認知症対応型通所介護事業所において、利用者に対して認知症対応型通所介護を行った場合は、評価対象期間(加算の算定を開始する月の前年の同月から12月までの期間)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算していますか。なお、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次のその他の加算は同時に算定できません。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表3 注11
	(1) ADL維持等加算(I)		
	(2) ADL維持等加算(II)		
	〔厚生労働大臣が定める基準〕 ADL維持等加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。		平27厚告95 16-2
	ア 評価対象者(当該事業所また当該施設の利用期間 (イにおいて「評価対象利用期間」)が6月を超える者 をいう。以下この号において同じ。)の総数が10人 以上であること。		

	自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。 ③ (I)ウ及び(II)イにおけるADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。	58 ADL維持	イ 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月 (以下「評価対象利用開始月」)と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 ウ 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」)の平均値が1以上であること。 ADL維持等加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。 メ ADL維持等加算(I)及び(II) ① ADLの評価は、一定の研修を受けた者によりBarthelIndexを用いて行うものとします。 ② 厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。	点検	留意事項
		ついて」を参照してください。 サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。 ③ (I)ウ及び(II)イにおけるADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値とする。 ADL値が0以上25以下 1 ADL値が30以上50以下 1		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
58 AD L維持 等加算	 ③においてADL利得の平均値を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)及び下位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を除く利用者(以下「評価対象利用者」という。)とする。 ⑤ 加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市長に届け出ている場合は、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする。 		
59 入浴介助加 算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表3 注8
	入浴介助加算(I)		
	入浴介助加算(Ⅱ)		
	[厚生労働大臣が定める基準]		平27厚告95 14の5
	ア 入浴介助加算(I) (1) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有 して行われる入浴介助であること。		
	(2) 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修 等を行うこと。		
	※ 入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定されるものである(大臣基準告示第14号の3)が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものです。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等である場合は、これを含むものとします。		留意事項 第4(1)(第2-3の2(10) ア①の準用)
	※ 入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な 知識及び技術を習得する機会を指すものとします。		留意事項 第4(1)(第2-3の2(10) ア②の準用)
	具体的には、脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理等が挙げられるが、これらに限るものではありません。なお、これらの研修においては、内部研修・外部研修を問わず、入浴介助技術の向上を図るため、継続的に研修の機会を確保してください。		令和6年度介護報 酬改定に関する Q&A(令和6年3月 15日)間60

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
59 入浴介助加 算	※ 認知症対応型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合であっても、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できません。		留意事項 第4(1)(第2-3の2(10) ア③の準用)
	イ 入浴介助加算(Ⅱ)		平27厚告95 14の5
	(1) アに掲げる基準に適合していますか。 (2) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しく		
	(2) というでは、 は介護支援専門はでは、 は介護支援専門はできる福祉の環境に関いできる福祉の環境に関するをできる福祉用具の職員をの他住をでいまた。 が利用者の動作及び経験を有する者(以下の事業をでいますが、の事時では、 が利用者の動作及び経験を有する者にいますが、の事ができるには、 利用者の動作及び経験を有する者にいますが、 利用者の動作及び経験ををできまますが、 が利用者の動作及びいますが、ことができまますが、 はその家族等のからは、、 はその家族等のがは、 はその家族等がいたよりでは、 はその家族等がのからいる場合は、 には、 をできますが、 をできますが、 でできますが、 でできまますが、 はその家族等がした。 をできまますが、 でできまますが、 でできまますが、 でできまますが、 でできまますが、 でできまますが、 でできまますが、 でできまますが、 でできまますが、 でできまますが、 でできまますが、 でできまますが、 でできまますが、 でできまますが、 でできままないても、 をできままないても、 をできまますが、 でできままないても、 をできままないても、 をにおける当該によるのとします。		
	(3) 認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」)が共同して、医師等との連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に担当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができます。		
	(4) (3)の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をいう。 以下同じ。)又は利用者の居宅の状況に近い環境(利 用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の 深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉 用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の 状況を再現しているものをいう。)で、入浴介助を行 うこと。		
	※ 入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において、自身で又 は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪 問介護員等の介助によって入浴ができるようにすることを 目的とし、以下a~cを実施することを評価するものです。 なお、入浴介助加算(Ⅱ)の算定に関係するも者は、利用 者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助に より尊厳を保持しつつ入浴できるようになるためには、ど のような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭 に置いた上で、a~cを実施していますか。		留意事項 第4(11)(第2-3の2(10) イ②の準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
59 入浴介助加算	a 医師、理学療法士、介護福室の環境に立て、		
	合は、その記載をもっとします。 c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。なお、利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。なお、利用等において場底に近い環境については、大浴槽等においても、手すりな位置や使用する浴槽の深さ環境のよいでも、手すりの位置や使用する浴槽の深さ環境のよいでも、手すりの位置や使用する浴槽の深さ環境のよいを発して、浴室の手すととして、関係で取りません。や利用者のおりません。や利用者の対態を踏まえることとして第一次を計画では、現を再現して、自身で又は、第一の介護を再現して、自身で又は、第一の介護をあった。 ない、大浴介助を育えて、自身で又は、利用者の自宅(高齢の介助によったがの音であるようになどが、これを用して、大浴介助れるものです。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にしてください。 ※ 入浴介助加算(II)の「居宅」とは、利用者の自宅(高齢者住宅(居室内の浴室を使用する場合のほか、共同の浴室を使用する場合も含む。)のほか、利用者の親族の自宅が想定されます。 なお、自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには、以下の機能の大幅な改善が必要となる利用者にあっては、以下の、適等での入浴の自立を図ることとしても差し支えありません。		令和6年度介護報 酬改定に関する Q&A(令和6年3月 15日)問62

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
59 入浴介助加算	① 通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門とができる福祉用具専門機能訓練指導員の地門的の知識及び経験事業の他住宅改働作を評する。② 通所介護等事業のとのできる福祉用具の職員をのして入浴に関する福祉のもとができるようとができるようとができるよう。③ 通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携ののの環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成所の高いできる。の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成所の高いできるものとする。お、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護の中に記載する場合は、その記載をものとする。必計画の作成に代えることができるものとする。必計画の作成に代えることができるものとする。の中に記載する。後週別の入浴計画に基づき、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになって、入浴分助を行う。		
	※ 入浴介助加算(Ⅱ)について、評価を行うことができる者として、「住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者」として福祉・住環境コーディネーター2級以上の者等が想定されます。		令和6年度介護報 酬改定に関する Q&A(令和6年3月 15日)問63
	※ 利用者の動作及び浴室の環境の評価は、利用者の身体状況や居宅の浴室の環境に変化が認められた場合に再評価や個別の入浴計画の見直しを行うこととします。		令和3年度介護報 酬改定に関する Q&A(令和3年4月 26日)問3
	※ 入浴介助加算(Ⅱ)では、利用者の入浴に係る自立を図る観点から、入浴に係る一連の動作のうち、利用者が自身の身体機能のみを活用し行うことができる動作については、引き続き実施できるよう見守り的援助を、介助を行う必要がある動作については、利用者の状態に応じた身体介助を行います。 なお、入浴介助加算(Ⅱ)の算定にあたっての関係者は、利用者の尊厳の保持に配慮し、その状態に応じ、利用者自身で又は家族等の介助により入浴ができるようになるよう、常日頃から必要な介護技術の習得に努めるものとします。		令和3年度介護報 酬改定に関する Q&A(令和3年4月 26日)問4
	※ 入浴介助加算(II)については、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこととなっていますが、例えば、利用者の居宅の浴室の手すりの位置や浴槽の深さ・高さ等にあわせて、可動式手すり、浴槽内台、すのこ等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況に近い環境が再現されていれば、差し支えありません。		令和3年度介護報 酬改定に関する Q&A(令和3年4月 26日)問5
60 若年性認知 症利用者受 入加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た認知症対応型通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して認知症対応型通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき所定単位数を加算していますか。ただし、認知症加算を算定している場合は算定しません。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表3 注12

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	[厚生労働大臣が定める基準] 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 ※ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。		平27厚告95 18 留意事項 第4位(第2-3の2位) 準用)
61 栄養アセカス算について		いる・いない 該当なし	準用)
	までに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体 重については、1月ごとに測定をすること。 ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に 把握すること。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
61 栄養アセスメント加算について	イ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。 ウ ア及びイの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養相談、情報提供等を行うこと。 エ 低栄養状態にある利用者又はその恐れのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。		
	※ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。		
	※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)」関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の情報に応じた栄養管理の内容の決定(Plan)、当該決定に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)によりサービスの質の管理を行ってください。 提出された情報については、国民の健康保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。		
62 栄養改善加算	次のいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算していますか。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表3 注14
	(1) 当該事業所の従業者として又は外部(他の介護事業所(栄養改善加算の対象事業所に限る。)、医療機関介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により、管理栄養士を1名以上配置していること。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
62 栄養改善加算	(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、 看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下 「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂 食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成 していること。 (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利 用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを 行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録し ていること。		
	(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		
	※ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のア〜オのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。		留意事項 第4(4)(第2-3の2(18) ③準用)
	ア BMIが18.5未満である者		
	イ 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老 発第0609001 号厚生労働省老健局長通知)に規定する 基本チェックリストのNo.(11)の項目が「1」に該当す る者		
	ウ 血清アルブミン値が3.5g/dl 以下である者		
	エ 食事摂取量が不良(75%以下)である者		
	オ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認め られる者		
	なお、次のような問題を有する者については、上記ア 〜オのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認し てください。		
	 ・口腔及び摂食・嚥下機能の問題(基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。) ・生活機能の低下の問題 ・検査に関する問題 ・食欲の低下の問題 ・閉じこもりの問題(基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。) ・認知症の問題(基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。) ・うつの問題(基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。) 		
	※ 栄養改善サービスの提供は、次のアから力までに掲げる手順を経てください。 ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。		留意事項 第4位(第2-3の2位) ④準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
62 栄養改善加算	イ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者で、人の摂食・嚥下機能及び食形態に担握し、栄養ント)を行いので、利用者で、大変を行い、利用者で、大変を行い、利用者で、大変を行い、利用者で、大変を行い、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、大変を変して、一般で、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般に、大変を変して、、一般に、大変を変して、、一般に、大変を変して、、一般に、大変を変して、、一般に、大変を変して、、一般に、大変を変して、、一般に、大変を変して、、一般に、大変を変して、、一般に、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、、一般で、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		留意事項 第4位(第2-3の2位8) ⑤準用)
63 口腔・栄養スクリーニ	いては、継続的に栄養改善サービスを提供してください。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する認知症対応型 通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごと	いる・いない	平18厚告126 別表3 注15
ング加算	に利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として次に掲げる区分に応じ、1回につき所定単位数を加算していますか。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定できません。	該当なし	
	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II)		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
63 口腔・栄養 ロアクグ加算	※ 〔厚生労働大臣が定める基準〕 (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 次に揚げる基準に適合していること。 次の掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 認知症対応型通所介護費を算定していること。 イ 次のいずれにも該当すること。 (i) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口での改善に必要な情報を含む。)を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 (ii) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 (ii) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 (iii) 算定日が属する月が、次の(一)、(二) いずれにも該当しないこと。 (一) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 (二) 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 ウ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。		平27厚告9551-7

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
自主点検項目63 口腔・リカル63 口次次グル	自主点検のポイント (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 次に揚げる基準(①、②)のいずれにも適合すること。 ① (1) アに該当するものであること。 ② 次に掲げる基準(ア、イ)のいずれかに適合すること ア 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (i) (1)のイ(i)及びウに掲げる基準に適合していること。 (ii) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定してい発改善サービスが終了した日の属する月では当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。。 (iii) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。 イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (i) (1)のイ(ii)及びウに掲げる基準に適合していること。 (i) (1)のイ(ii)及びウに掲げる基準に適合していること。 (ii) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けていること。 (ii) 算定日が属する月が、学養アセスメント加算を算定に係る栄養改善サービスを受けていない、がつ、当該利用者が口腔機能向上の属する月ではないこと。 (iii) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上の関連に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。	点検	根拠法令
	※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康 状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」とい う。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリー ニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメ ントの一環として行われることに留意すること。なお、介 護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を 継続的に把握すること。 ※ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者 に対して、原則として一体的に実施すること。 ただし、口 腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)は、口腔スクリーニング 又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、算定すること ができます。		留意事項 第4(ほ)(第2-3の2(19) ①準用) 留意事項 第4(ほ)(第2-3の2(19) ②準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
63 口腔・栄養 スクリーニ ング加算	※ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」を参照してください。 ア 口腔スクリーニング a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者 イ 栄養スクリーニング a BMIが18.5 未満である者 b 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9		留意事項 第4位(第2-3の2句) ③準用)
	日老発第0609001 号厚生労働省老健局長通知) に規定する基本チェックリストのNo.11 の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl 以下である者 d 食事摂取量が不良 (75%以下) である者 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所につ		留意事項
	いては、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング 又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。		第4低(第2-3の2個) ④準用)
	※ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。		留意事項 第4位(第2-3の2伯) ⑤準用)
64 口腔機能向上加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき所定単位数を加算していますか。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定できません。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表3 注16
	イ 口腔機能向上加算 (I)		
	ローロ腔機能向上加算(Ⅱ)		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
64 口腔機能向上加算	※ [厚生労働大臣が定める基準] 口腔機能向上加算(I) 次のいずれにも適合すること。 (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語覚聴士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 「腔機能向上加算(II) 次のいずれにも適合すること。	<u> </u>	根拠法令 平27厚告95 51-8 (20準用)
	(1) (I)の(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合していること。 (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ※ 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 ※ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のア〜ウまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とすること。 ア 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者イ基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者ウその他口腔機能の低下している者又はそのおそれのあ		留意事項 第4(16)(第2-3の2(20) ①準用) 留意事項 第4(16)(第2-3の2(20) ③準用)
	※ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。 なお、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合にあっては、本加算は算定できません。		留意事項 第4(16) (第2-3の2(20) ④準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
64 口腔機能向 上加算	※ 口腔機能向上サービスの提供は、次のアから才までに掲 げる手順を経てください。		留意事項 第4仏(第2-3の2位) ⑤準用)
	ア 利用者ごとの口腔機能等の口腔の健康状態を、利用開 始時に把握していま すか。		
	イ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、取り組むべき事項等をの他の職種の者が共同して、取り組むべき事項等を制した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、地域密着型通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとすること。		
	ウ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯 科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上 サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理 指導計画に実施上の問題点があれば、直ちに当該計画 を修正すること。		
	エ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者 の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔 機能状態の評価を行い、その結果について、当該利用 者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯 科医師に対して情報提供すること。		
	オ サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機 能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士 又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する 場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定の ために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はな いものとすること。		
	※ おおむね3月ごとの評価の結果、次の①又は②のいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士 又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機 能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものに ついては、継続的に口腔機能向上サービスを提供してくだ さい。		留意事項 第4似 (第2-3の2(20) ⑥準用)
	① 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事接取等の口腔機能の低下が認められる状態の者② 口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者		
	※ 口腔機能向上サービスの提供に当たっては、通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」を参考にしてください。		留意事項 第4位(第2-3の2位) ⑦準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
64 口腔機能向上加算	※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成(Plan)、当該支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。 ※ 口腔機能向上サービスの適切な実施のため、「口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について(令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号)」を参考にしてください。		留意事項 第4(6)(第2-3の2(20) ⑧準用)
65 科学的介護推進体制加算	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき所定単位数を加算していますか。 (1) 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。)、栄養状態、口腔機能、認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出すること。 (2) 必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、認知症対応型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ※ 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに(1)~(2)に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。 ※ 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。	該 当 な し	平18厚告126 別表3 注17 留意事項 第4位の第2-3の 2(21)①準用) 留意事項 第4位の第2-3の 2(21)②準用)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
65 科学的介護推進体制加算	※ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。		留意事項 第4切(第2-3の 2(21)③準用)
	イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提出するためのサービス計画を作成する (Plan)。 ロ サービスの提出に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する (Do)。 ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供のあり方について検証を行う (Check)。ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める。 (Action)。		
	※ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及び その有する能力の維持向上に資するため、適宜活用される ものです。		留意事項 第4切 (第2-3の 2(21) ④準用)
66 サービス種 類の相互算 定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護を受けている間に、認知症対応型通所介護費を算定していませんか。	いない・いる 該当なし	平18厚告126 別表3 注18
67 同一建物等 に居住する 利用者に対 する取扱い	認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数を減算していますか。 ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表3 注19
	※ 「同一建物」とは、当該認知症対応型通所介護事業所と 構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具 体的には、当該建物の1階部分に認知症対応型通所介護事業 所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場 合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟ん で隣接する場合は該当しません。 また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管 理、運営法人が当該認知症対応型通所介護事業所の認知症 対応型通所介護事業者と異なる場合であっても該当しま す。		留意事項 第4個(第2-3の 2(22)①準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
67 同一建物等 に居住する 利用る取扱い	※ なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。 具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難(当該建物にエレベーターがない又は故障中の場合)である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該認知症対応型通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られます。 ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について認知症対応型通所介護計画に記載してください。 また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければなりません。		留意事項 第4(8)(第2-3の 2(22)②準用)
68 送迎を行わ ない場合の 減算	利用者に対して、その居宅と認知症対応型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき所定単位数を減算していますか。 ※ 利用者が自ら認知症対応型通所介護事業所に通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など、当該認知症対応型通所介護事業所の従業者が利用者の居宅と認知症対応型通所介護事業所との間のが送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となります。 ただし、事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に認知症対応型通所介護を行った場合の減算の対象となっている場合には、本減算の対象となりません。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表3 注20 留意事項 第4位9(第2-3の 2(23) 準用)
	※ 利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して通所サービスの事業所へ行く場合や、通所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等において、令和3年度から訪問介護費を算定することができることとされましたが、訪問介護員等により送迎が行われる場合、当該利用者が利用している通所サービスの事業所の従業者が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、送迎減算が適用されることに留意してください。		令和3年度介護報 酬改定に関する Q&A(令和3年3月 26日)問30
69 サービス提 供体制強化 加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た認知症対応型通所介護事業所が利用者に対し認知症対応型通所介護を行った場合は、次の区分に従い1回につき、所定単位数を加算していますか。 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次のその他の加算は算定できません。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表3八注
	(1) サービス提供体制強化加算(I)(2) サービス提供体制強化加算(II)(3) サービス提供体制強化加算(III)		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
69 サ供加 学供 () () () () () () () () () (※ 厚生労働大臣が定める基準 (1) サービス提供体制強化加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 次の(ア、イ) いずれかに適合すること。 ② 認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数(共用型認知症対応型共同生活介護事業所、九護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型負債を提供していること。 7 認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型の治療を含む。)のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 イ 認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、動勢61年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していなこと (2) サービス提供体制強化加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 イ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していなこと (3) サービス提供体制強化加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 次の(ア、イ) いずれかに適合すること。 ① 次の(ア、イ) いずれかに適合すること。 ① 次の(ア、イ) いずれかに適合すること。 ① 次の(ア、イ) いずれかに適合すること。 ① 次の(ア、イ) いずれかに適合すること。 ① 次の(ア、イ) いずれかに適合すること。 ② 認知症対応型通所介護を判用者に直接提供するること。 イ 認知症対応型通所介護を対応型共同生活介護事業所、の総数のうち、介護不妨認と関連を共用する認知症対応型共同生活介護事業所にあること。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していなこと ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していなこと		平27厚告95 52

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
	※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用います。前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければなりません。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降、届出が可能となるものです。介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とします。		留意事項 第4(20)① (2(20)④⑤準用)
	※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数 をいうものです。		留意事項 第420①(第2(20)⑥ 準用)
	※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務 年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業 所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直 接提供する職員として勤務した年数を含めることができる こととします。		留意事項 第420①(第2(20)⑦ 準用)
	※ 認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員です。		留意事項 第420①(第2-3の 2(27)②準用)
70 介護職員等 処遇改善加 算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の 賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た認 知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、認知症対応 型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従 い、所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合 は、その他の加算は算定できません。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表1 ル注
	介護職員等処遇改善加算(I) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定 の割合を乗じた単位数		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定 の割合を乗じた単位数		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定 の割合を乗じた単位数		
	介護職員等処遇改善加算(IV) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定 の割合を乗じた単位数		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
自主点検項目 70 介護職員等 処遇改善加 算	自主点検のポイント 「厚生労働大臣が定める基準」 介護職員等処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ア 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 イ 当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算	点検	根拠法令 平27厚告95 48
	定見込額が少額であることその他の理由により、当該 賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 ② 当該事業所において①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。 ③ 当該加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 ④ 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改		
	 善に関する実績を市長に報告すること。 ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む)を定めていること。イアの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。エウについて、全ての介護職員に周知に周知していること。オ介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する 		
	仕組みを設けていること。 カ オについて書面をもって作成し、全ての介護職員 に周知していること。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
70 介護職員等 処遇改善加算	 ②の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ③ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ⑩ 認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (Ⅰ) の①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合する こと。 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		
	(I) ①ア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	介護職員等処遇改善加算(IV) (I) ①ア、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	※ 介護職員等処遇改善加算の内容については、「介護職員等処遇改善可算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。		留意事項 第4(22) 2-2-(21)
第9 その他			
71 介護サービ ス 情報の公表	県が委託する業者へ基本情報と運営情報を報告するとと もに見直しを行っていますか。	いる・いない	法第115条の35第1 項 施行規則第140条の 44
	※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を 受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。		
72 法令遵守等 の業務管理 体制の整備	① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出て いますか。	いる・いない	法第115条の32 第1項、2項
	届出年月日 [年 月 日]		
	法令遵守責任者 [職名]		
	[氏名		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
72 法令 の	※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容 ②事業所の数が20未満 ・整備届出事項:法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務 所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 ③事業所の数が20以上100未満 ・整備届出事項:法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務 所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 ③事業所の数が100以上 ・整備届出事項:法令遵守責任者、法令遵守規程、業務 執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務 所の所在地、代表者氏名等、法令遵守規程人業務 執行監査の定期の実施 ・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務 所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要 (届出先) ア 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する 事業者・・・厚生労働大臣 イ 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局に所在する事業者・・・主たる事業 所の所在地の都道府県知事 ウ 地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事 業者であって、すべての事業所が春日部市に所在する事業者・・・春日部市長 エ ア〜ウ以外の事業者・・・埼玉県知事 ※ 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。		施行規則 第140条の39 施行規則 第140条の40
	② 業務管理体制(法令等遵守)についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 ③ 業務管理体制(法令等遵守)について、具体的な取組を行っていますか。 ※ 行っている具体的な取組(例)のアから力を○で囲むとともに、力については、その内容を御記入ください。ア 介護報酬の請求等のチェックを実施イ法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っているウ利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っているエ業務管理体制(法令等遵守)についての研修を実施しているオ法令遵守規程を整備しているカその他(いる・いない	
	④ 業務管理体制(法令等遵守)の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	いる・いない	